

議案第 2 号

野田市養育者支援手当条例の一部を改正する条例の制定について

野田市養育者支援手当条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市養育者支援手当条例の一部を改正する条例

野田市養育者支援手当条例（平成15年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第4号中「第13条の2第2項第1号」の次に「又は同条第3項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。

提案理由

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による児童扶養手当法の一部改正に伴い、養育者支援手当の支給要件に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市養育者支援手当条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市養育者支援手当条例（平成15年野田市条例第4号）

改 正 案	現 行
<p>(支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当は、当該養育者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第4条に規定する児童扶養手当の支給要件に該当する者(法第13条の2第2項第1号又は同条第3項に該当することにより児童扶養手当の全部又は一部が支給されない者を除く。)であるとき。</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、手当は、当該養育者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法第4条に規定する児童扶養手当の支給要件に該当する者(法第13条の2第2項第1号に該当することにより児童扶養手当の全部又は一部が支給されない者を除く。)であるとき。</p>